

明日の吉井川を語る会 規約

(名称)

第1条 本会は、「明日の吉井川を語る会」（以下「語る会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本語る会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が「吉井川水系河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 語る会の委員は、局長が委嘱する。

2 語る会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として「吉井川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 語る会には座長を置くこととし、座長は委員の互選によってこれを定める。

2 座長は語る会を代表し、語る会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は語る会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故がある時は、語る会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(語る会の招集)

第5条 語る会は、座長が招集する。

2 語る会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 語る会は原則公開とし、公開方法については語る会で定める。

(事務局)

第7条 語る会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置く。

2 事務局は、語る会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、語る会の運営に関し必要な事項については、語る会で定める。

(附則)

この規約は平成25年10月3日から施行する。

平成27年8月4日一部改正。

平成29年6月20日一部改正。

「明日の吉井川を語る会」委員名簿

氏 名	職 名	専門分野
阿部 宏史 (あべひろふみ)	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	都市・地域計画学
宇佐美 英司 (うさみえいじ)	岡山弁護士会	法律
岡山 一郎 (おかやまいちろう)	山陽新聞社 編集局 編集委員室長 (論説委員兼務)	地域振興
大久保 賢治 (おおくぼけんじ)	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	陸水物理学 水工水理学
中田 和義 (なかたかずよし)	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授	保全生態学 (水生動物)
永井 明博 (ながいあきひろ)	岡山大学 名誉教授	流域水文学
西垣 誠 (にしがきまこと)	岡山大学 名誉教授	地盤環境解析学
波田 善夫 (はだよしお)	岡山理科大学 生物地球学部生物地球学科 教授	環境 (植物)
久野 修義 (ひさののぶよし)	岡山大学 名誉教授	日本中世史
前野 詩朗 (まえのしろう)	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	河川工学 (水工学)
松村 眞作 (まつむらしんさく)	元 岡山県水産試験場長	漁業
丸山 健司 (まるやまけんじ)	日本野鳥の会 岡山県支部長	環境 (鳥類)

(敬称略 五十音順)